

2020年度 人事部の重要課題

～目まぐるしく変わる労働法制に対応するために、人事部は何をすべきか？～



主な対象：直近の労働法にまつわる情勢を把握しておきたい人事労務ご担当者

本年4月に「働き方改革関連法」が施行されたことを皮切りに、今後も労働法制において、目まぐるしい変化が起きると予測されます。

しかし、変化に対してどのような準備をすべきか決めかねている人事労務ご担当者様もいらっしゃるのではないのでしょうか？

本セミナーでは、直近の労働関係法の改正に伴う対応方針を確認した上で、**2020年度に人事部が取り組むべき事項**について解説します。毎年大好評の講座です。お早目にお申し込みください。

日時	2019年11月20日(水) 13時30分～16時30分(受付:13時00分～)		
会場	名古屋商工会議所ビル3階「第5会議室」 名古屋市営地下鉄 東山線・鶴舞線「伏見」駅5番出口より徒歩5分	定員	70名(先着順)
講師	岩谷・村本・山口法律事務所 弁護士 村本 浩 氏(大阪弁護士会、経営法曹会議所属)		
内容(予定)	<p>大手銀行、一部上場メーカー、運送会社などの多数の企業において労務顧問に就任し、適正な労務管理・紛争予防に向けてのアドバイスを行うとともに、労使紛争発生時の示談対応、労基署対応、団体交渉の立会い、労働審判手続・仮処分手続・訴訟手続の代理、労働委員会・労働局におけるあっせん手続の代理を行っている。</p> <p>1. 「直近の労働関係法の動向」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでに成立/近々施行される改正法 <ul style="list-style-type: none"> ・不合理な待遇差解消のための規定整備のポイント (パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法など) ※派遣会社として必要な対応も含む ・時間外上限規制における対応のポイント(大企業の対応状況や監督署の指導状況など) ・パワハラ防止措置の法制化 ・改正民法(債権法改正)による、民法上の時効期間の変更 <p>2. 「2020年度 人事部が取り組むべき重要課題」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「直近の労働関係法の動向」に関連し、人事担当者が取り組むべき課題について触れ、「何を」「いつまでに」「どのように」準備をすればよいか、実務的な観点からポイントを絞って解説します。 <p>※内容は、状況により変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。</p>		

お申込み方法等

1. 参加費用

愛知・岐阜・三重県経営者協会会員：5,000 円
 非会員・その他：10,000 円※いずれも消費税込

2. 申込方法

- ①WEB サイトからのお申込み ⇒ <http://www.aikeikyo.com>
- ②FAX によるお申込み⇒以下に必要事項を記入の上、052-221-1935 まで FAX

3. 参加費振込先

三菱 UFJ 銀行 鶴舞支店 (普)0587192 「愛知県経営者協会」
 ※当日参加費をご持参いただく場合は、備考にその旨ご記入ください。
 ※お申込み受付後、数日中に請求書をお送りします。

4. 注意事項

- ①キャンセルのご連絡は、11月14日(木)までをお願いします。11月15日(金)以降のキャンセルは、参加費を申し受けますのでご了承下さい。
- ②参加証は発行いたしません。当日、直接会場にお越しください。
- ③この申込書でご提供いただいた個人情報、本セミナーの受講者資料として使用し、ご本人の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

5. 問い合わせ先

愛知県経営者協会 会員サービス部 (052) -221-1931

参加申込書				
セミナー名	2020 年度 人事部の重要課題			
所属経営者協会	愛知経協 ()	岐阜経協 ()	三重経協 ()	非会員等 ()
会社名				
住所	(〒 -)			
電話番号	() -			
請求書	必要 () 不要 ()			
ご担当者 (請求書送付先)	部署	役職	氏名	
受講者①	部署	役職	氏名	
受講者②	部署	役職	氏名	
備考				